

歩くスキー用具の貸出しについて

1 趣旨

冬季間における市民の健康・体力づくりと歩くスキーの普及を図るため、次のとおり歩くスキー用具の貸出しを行う。

2 貸出場所

小樽からまつ公園運動場運営ハウス（以下「運営ハウス」という。）

3 開放期間

運営ハウス開場日 午前10時から午後3時30分まで（開放時間終了の1時間前まで）

4 貸出用具 ※貸出用具の数に限りがあります。

- 歩くスキー （110cm～200cm）
- スtock （80cm～160cm）
- スキー靴 （18.0cm～30.0cm）

5 使用申請

歩くスキー用具の貸出しを希望する方は、使用申請書を運営ハウスへ提出すること。

※使用申請書は市ホームページ及び運営ハウス内にあります。

6 使用料

無料

7 注意事項 ※歩くスキー用具の貸出しを受けた方は、次の事項を厳守してください。

- ① 小樽市教育委員会が設置した、歩くスキーコース以外の場所で使用しないこと。
- ② 歩くスキーとしての使用目的以外に、使用しないこと。
- ③ 用具の貸出しを受けた方以外には、使用させないこと。
- ④ 使用者が小学生以下のときは、保護者または責任者（成年者）が同伴すること。
- ⑤ 歩くスキー用具等を損傷または紛失したときは、ただちに運営ハウスへ報告すること。
- ⑥ 使用者は、事故防止と健康管理について充分留意すること。

【貸出期間中の傷害については、使用者（使用者が15歳未満のときは、保護者または責任者）が責任を負うものとする。】

- ⑦ 返却時は、必ず係員の点検を受けること。
- ⑧ その他、係員の指示に従うこと。

8 損害賠償

歩くスキー用具を損傷または紛失したときは、その使用者（使用者が15歳未満のときは、保護者または責任者）に損害賠償を求めることがあります。